

『農振除外申請は

11月20日』までに

農業振興地域内農用地の除外申請を、11月20日まで受付けします。

農用地を、農業以外の目的（農業施設用地も含む）に利用する場合は、必ず「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく除外手続きが必要です。

除外対象となる農地は、次の4つの要件のすべてを満たす必要があります。

要件

- ① 農用地区域外に代替できる土地がないこと。
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ③ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ④ 国の直轄又は補助による土地改良事業等の施行区域内にある土地については、当該工事が完了した翌年度から起算して（事業完了公告の属する年度の翌年度から）8年を経過していること。

産業振興課農林水産係
☎ 82-8825



『申告は青色で、納税は振替で』

● 青色申告は、あなたの商売の発展・合理化にもお役立ちます。

<商売の第一歩は、記帳から！>

主な特典

- ① 青色申告特別控除（最高55万円）
- ② 青色事業専従者給与（家族従業員に対して支払った給与も、働きに応じた金額であれば必要経費にすることが出来ます。）
- ③ 欠損金の繰越控除・繰戻し還付

手続き

- ・ 青色申告をしようとする年の3月15日（平成16年分の場合、平成16年3月15日）まで（新たに事業を始めた場合には、始めた日から2ヶ月以内）に青色申告承認申請書を税務署へ提出してください。

● 振替納税は、お忙しいあなたに代わって、口座振替で税金を納付することができ、「つい納め忘れ」ということのない大変便利な制度です。

※問い合わせ先

東金税務署管内青色申告協議会
東金税務署 個人課税第1部門

☎ 0475-52-3121

秋季全国火災予防運動

11月9日(日)～15日(土)



その油断
火から炎へ
災いへ

住宅防火いのちを守る7つのポイント

① 寝たばこは、絶対やめる。

② ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

④ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

⑤ 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する。

⑥ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消防器等を設置する。

⑦ お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。